

資格更新審査基準単位

認定病理検査技師は、認定病理検査技師制度の趣旨に基づき、病理検査の発展を通じて医療の質の向上のために、一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会における活動や一般社団法人 日本病理学会等が主催する事業に対して積極的に参加協力し、病理医と協働して安全かつ円滑な部署運営に努める事ができる認定病理検査技師であることを前提とする。

I. 日臨技会員の継続と日臨技生涯教育研修制度の修了

*認定有効期間（5年）内に日臨技会員を継続し、生涯教育研修制度の修了証書を一度以上取得していること（1年度以上が原則、履修修了回数の上限なし）。

II. 資格更新のための講習会（資格更新指定講習会）の受講

日臨技認定センター主催の資格更新指定講習会（2019年度までは関東または関西地域にて開催、2021年度は2021年9月にオンデマンド配信にて開催）への参加履修。

資格更新申請時には、「日臨技認定センター主催 資格更新指定講習会参加証明書」（資格更新申請システムよりダウンロード可）に必要事項を記載のうえ申告する。

III. 以下の1～3について5年間の合計が150単位以上を取得していること。

1) 病理学および病理技術に関する認定技師対象承認研修会への聴講参加。

地方技師会が主催し、認定センターが認定病理検査技師承認指定研修会と認めた研修会への参加で、表.1 認定病理検査技師資格更新履修表に沿った履修単位を申請する。

* 表.1 認定病理検査技師資格更新履修表の区分A～区分Dの各区分につき最低5単位を取得し、可能な限り満遍なく履修する事。

【区分A 基礎知識】 病理検査業務における基礎的知識を備え、実践できる。

【区分B 専門知識】 病理組織標本作製に関する専門知識。

【区分C 専門技術】 病理組織標本作製に関する専門技術を習得し実践できる。

【区分D 組織管理】 認定技師として求められる態度、管理能力を備える。

* 履修単位を申請する際には、「日臨技認定センター承認 研修会 参加証明書」（資格更新申請システムよりダウンロード可）に、開催日と参加研修会名と共に参加証明書に記載された区分A～区分Dの申請単位を記載し、必要に応じ参加証明書の写しと共にアップロードする。

2) 実務評価 単位/年 病理検査室を有する施設あるいは病理検体を取り扱う施設における病理検査実務（管理を含む）を評価する。

①終日週3日以上、病理検査を勤務主体とする..... 10単位/年

②0.5日/日以上かつ週3日未満病理検査に従事する..... 5単位/年

③時間単位で病理検査に従事する..... 3単位/年

尚、大学等教育施設において病理学、病理検査に関する指導・教育を実務とする場合はこれを認定対象とする。付与する単位は①②③に準ずる。2) 実務評価単位が不足する場合は、1) および3) の合計を150単位以上取得することで申請可能とする。

※ それぞれの実務評価について、勤務（契約）期間が一年に満たない場合は評価しない。

※ 細胞診検査との兼務を含む。

※ ③はフルタイム以外の、パートタイム等の雇用形態を指す。

※ 履修単位を申請する際には、「実務実績証明書」（資格更新申請システムよりダウンロード可）に勤務年と勤務施設および上記①～③に該当する単位を記載し、証明者の自筆捺印をもって申請する。

3) その他の活動（実行委員・実務委員など認定病理検査技師制度の運営活動）について、下記に挙げる対象となる活動および受講歴があれば申請する。

※ 認定病理検査技師として、特に各所属する都道府県検査技師会における病理技術および診断の向上に資する活動（執行）歴。認定更新時に運営委員へ配布される委嘱状または協力依頼書（複写可）を添付する。

1 認定センター事業

認定試験実務（認定試験監督含む）..... 10単位/年

認定病理検査技師制度 WG 活動..... 10 単位/年

* 単位申請時、「その他の履修単位申請書」に年単位活動単位を申請する。

2 1 以外で病理学あるいは病理技術に関わる研修会実務活動（研修会企画・運営に関与）
日臨技主催の病理学あるいは病理技術に関わる研修会..... 20 単位/回

各支部（地区）研修会..... 20 単位/回

* 単位申請時、「日臨技認定センター承認 研修会 参加証明書」の実務単位の欄に 20
単位を申請し、実務委員証明書もしくは実務状況がわかるプログラムなどを添付する。

3 各学会や団体が主催する研修会

日臨技生涯教育制度へ登録された学会や団体が主催する研修会への参加聴講
..... 5 単位/回

日臨技生涯教育制度への登録はないが認定センターが重要と認めた研修会への参加聴講
..... 5 単位/回

※ 日臨技生涯教育制度への登録がない学会や団体が主催する研修会への参加聴講に対する履
修単位付与は認めない。

IV. 資格更新期間の延長申請及び審査

不慮の事故や療養、出産、長期間の海外出張、転勤または配置転換などに伴い更新条件を満たすことができないと判断した場合には更新手続きを1年間延長することができます。更新手続きの延長を希望する場合は、認定資格更新申請期間内に必要書類（様式-1 と 2）を認定センターに提出してください。資格更新期間延長申請が受理された場合には、1年間申請期間が延長されます。資格更新延期申請の受理に関する可否は認定病理検査技師制度審議会にて決定します。

認定病理検査技師
資格更新期間延長申請書

下記の必要書類を添えて標記認定技師制度の資格更新に対し期限を延長する措置を申請します。
なお、以下の申請書類については虚偽のないことを誓います。虚偽の記載があった場合は、2年間の更新停止措置を了承いたします。

認定更新期間延長証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式-2）

資格更新期間延長証明書

この位置に資格更新延長証明書を貼付けてください

申請日 令和 年 月 日

日臨技会員番号：

申請者署名：

印

日臨技会員番号

申請者氏名

認定病理検査技師
資格更新期間延長証明書

下記の理由により、認定病理検査技師資格更新の手続きならびに更新の条件が遂行できないことを証明します。

- 不慮の事故
- 病气療養
- 出産
- 配置転換
- 転勤
- 海外留学・学位取得・研究
- その他

証 明 者

- 一般社団法人 日本病理学会会員 医師
- 施設長・所属長 (役職名:)

氏 名

印

